

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第9号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水申込書の提出)</p> <p>第5条 条例第6条に規定する申込みをしようとする者は、給水申込書（様式第3号）を企業長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>条例第7条第2項において準用する条例第6条の規定により申込みをしようとする者は、給水申込書（様式第4号）を企業長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(給水申込書の提出)</p> <p>第5条 条例第6条に規定する給水の申込みをしようとする者は、給水申込書（様式第3号）を企業長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定は、条例第7条第2項に規定する基本使用水量を変更する場合に準用する。</u></p>
<p>(給水施設の工事の申込み等)</p> <p>第6条 条例第8条第1項に規定する工事の申込みをしようとする者は、工事申込書（<u>様式第5号</u>）に給水施設及びメーターの設置場所並びに配置設備の配管計画（受水槽を設置する場合は、これを含む。）を示す図面を添付して、企業長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給水施設の工事の申込み等)</p> <p>第6条 条例第8条第1項に規定する工事の申込みをしようとする者は、工事申込書（<u>様式第4号</u>）に給水施設及びメーターの設置場所並びに配置設備の配管計画（受水槽を設置する場合は、これを含む。）を示す図面を添付して、企業長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(給水施設の修繕等の請求)</p> <p>第9条 条例第10条第1項に規定する修繕その他必要な措置を請求する者は、給水施設修繕等請求書（<u>様式第6号</u>）を企業長に提出しなければならない。</p>	<p>(給水施設の修繕等の請求)</p> <p>第9条 条例第10条第1項に規定する修繕その他必要な措置を請求する者は、給水施設修繕等請求書（<u>様式第5号</u>）を企業長に提出しなければならない。</p>
<p>(ポンプ設置の許可申請)</p> <p>第12条 条例第13条第1項に規定する許可</p>	<p>(ポンプ設置の許可申請)</p> <p>第12条 条例第13条第1項に規定する許可</p>

を受けようとする者は、ポンプ設置許可申請書（様式第7号）を企業長に提出しなければならない。

（使用の開始等の届出）

第16条 条例第16条の規定により届出をする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める期限までに使用開始（休止、廃止）届（様式第8号）を企業長に提出しなければならない。

（1）～（3） （略）

（メーター検査の請求及び損害賠償額）

第19条 条例第18条第1項の規定により検査を請求する者は、メーター検査請求書（様式第9号）を企業長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭で請求することができる。

2・3 （略）

（給水施設等検査員の証）

第25条 条例第27条第2項に規定する証票は、様式第10号のとおりとする。

様式第2号（第4条関係）

工業用水道 会社名(代表者)変更届 (略) 住 所 会社名 代表者氏名 (略)

様式第3号（第5条関係）

工業用水道 給水申込書（新規） (略) 注：裏面記載の注意事項を参照の上記入してください。
--

（裏面）

注意事項 1・2 （略）

を受けようとする者は、ポンプ設置許可申請書（様式第6号）を企業長に提出しなければならない。

（使用の開始等の届出）

第16条 条例第16条の規定により届出をする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める期限までに使用開始（休止、廃止）届（様式第7号）を企業長に提出しなければならない。

（1）～（3） （略）

（メーター検査の請求及び損害賠償額）

第19条 条例第18条第1項の規定により検査を請求する者は、メーター検査請求書（様式第8号）を企業長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭で請求することができる。

2・3 （略）

（給水施設等検査員の証）

第25条 条例第27条第2項に規定する証票は、様式第9号のとおりとする。

様式第2号（第4条関係）

工業用水道 会社名(代表者)変更届 (略) 住 所 会社名 代表者氏名 (略)	㊟
---	---

様式第3号（第5条関係）

工業用水道 給水申込書（新規・変更） (略) 注：裏面記載の注意事項を参照の上記入してください。

（裏面）

注意事項 1 新規、変更どちらか不要の文字を消してください。 2・3 （略）
--

様式第5号 (第6条関係)

工業用水道
 工事申込書(新設・増設・改造・切断)
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略)

様式第4号 (第6条関係)

工業用水道
 工事申込書(新設・増設・改造・切断)
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略) ㊤

様式第6号 (第9条関係)

工業用水道
給水施設修繕等請求書
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略)

様式第5号 (第9条関係)

工業用水道
給水施設修繕請求書
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略) ㊤

様式第7号 (第12条関係)

工業用水道
 ポンプ設置許可申請書
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略)

様式第6号 (第12条関係)

工業用水道
 ポンプ設置許可申請書
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略) ㊤

様式第8号 (第16条関係)

工業用水道
 使用開始(休止・廃止)届
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略)

様式第7号 (第16条関係)

工業用水道
 使用開始(休止・廃止)届
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略) ㊤

様式第9号 (第19条関係)

工業用水道
 メーター検査請求書
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略)

様式第8号 (第19条関係)

工業用水道
 メーター検査請求書
 (略)
 住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 (略) ㊤

様式第10号（第25条関係）

第 号 (略)
給水施設等検査員の証
(略) 大阪広域水道企業団企業長
(裏面)
(略)

様式第9号（第25条関係）

第 号 (略)
給水施設等検査員の証
(略) 大阪広域水道企業団企業長 印
(裏面)
(略)

様式第3号の次に次の一様式を加える。

様式第4号（第5条関係）

工業用水道

給水申込書（変更）

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

工業用水道に関する連絡担当責任者		
所 属	氏 名	電 話 番 号

下記のとおり、給水の内容を変更したいので、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第7条第2項において準用する同条例第6条の規定により申し込みます。

なお、給水の内容を変更するに当たり、同条例及び同条例施行規程の各規定を遵守します。

記

給水場所																									
給水変更希望年月日																							年	月	日
1日当たりの予定使用水量																							立方メートル		
各時間当たりの予定使用水量																									
m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
使用水量)																									
	(使用時間)																								
用途																									

注：裏面記載の注意事項を参照の上記入してください。

(裏面)

注意事項

- 1 1日当たりの予定使用水量は、各時間当たりの予定使用水量の合計量です。
なお、基本使用水量は、各時間当たりの予定使用水量のうち最大のものに24を乗じて得た水量となります。
- 2 給水変更に係る工事その他の事情により、給水変更日についてご希望に添えないことがあります。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。